

半田市いのち支える自死対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項の規定に基づく半田市自死対策計画(以下「計画」という。)の策定及び推進を図るため、半田市いのち支える自死対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定、評価及び推進に関すること。
- (2) その他自死対策の推進に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 経済関係者
- (5) 地域団体関係者
- (6) 学識経験者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 市の職員
- (9) その他市長が必要と認める者

2 委員の定数は、20名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議にオブザーバーの出席を求め、意見を聴くことができる。

（部会の設置）

第7条 協議会の補助機関として、部会を設置する。

2 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

（1） 計画原案の策定に関すること。

（2） 計画の評価及び推進の調整に関すること。

（3） その他計画策定、評価及び推進に関し必要な事項

3 部会は、部会長、副部会長及び部会委員をもって組織し、それぞれ市長が任命した者をもって充てる。

4 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

5 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第8条 協議会及び部会の庶務は、福祉部健康課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

2 「半田市いじめ・虐待・自殺を防止する連絡会議」設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。